

有料職業紹介 返戻金制度

紹介した候補者が、求人者に採用された日から起算して以下に定める期間に、専ら候補者の一身上の都合により退職した場合は、求人者から受領した紹介手数料の一部を求人者に返金するものとする。

紹介手数料の一部を返金する場合は以下の通りとする。

- ・入社後 1 ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の 50%

上記に定める返金以外には、求人者に対していかなる返金・賠償の責を負わないものとする。

以上